

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によつて、届出があつた。

平成二十三年二月十日

広島県東部農林水産事務所長 藤 本 隆 文

福山市	事業主体	阿弥迫	地区名	ため池等整備事業	事業名	平成二十二年二月一〇日	完了年月日
-----	------	-----	-----	----------	-----	-------------	-------